

令和３年 第４回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和３年３月１８日（木）午後２時３０分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
金 山 正 義
上 森 英 史
荒 川 陽 子
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長	松 田 展 雄
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
学校給食課長	山 中 敦 子
文化振興課長補佐	濱 野 浩 美
スポーツ振興課主任	高 橋 恭 平
スポーツ振興課主事	今 井 あ い
学校教育課課長補佐	仲 倉 昭 雄
教育総務課教育企画室長	後 藤 京 一
教育総務課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和３年３月１８日 午後２時３０分開議

第１ 会議録署名委員の指名

第２ 前回の会議の会議録の承認

第３ 教育長の報告

第４ 議 事

議案第１６号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第１７号 米子市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第１８号 史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について

議案第１９号 米子市公民館長の任命について

議案第２０号 米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則の制定について

第５ その他

開 会 午後 2 時 3 0 分

浦林教育長 ただいまから、令和 3 年第 4 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第 2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 前回の会議は、3 月 1 1 日に開催されまして、議案第 1 5 号「市立学校の県費負担教職員の異動の内申について」をご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に日程第 3 教育長の報告について、私から報告をいたします。

先日は中学校の卒業式の祝辞、たいへんお世話になりました。ありがとうございました。三瓶委員は初めてだったんですが、保護者として見る式典とまた違ったんじゃないかなと。そして明日は、今度は小学校の卒業式がありますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

4 議事について

◇議案第 1 6 合 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

浦林教育長 それでは、日程第 4 議事に入ります。

議案第 1 6 号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

高橋主任 はい。

浦林教育長 スポーツ振興課 高橋主任。

高橋主任 では、議案第16号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」スポーツ振興課より説明させていただきます。

本件につきましては、スポーツ基本法 第32条の規定により、米子市スポーツ推進委員を委嘱するものであり、委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とし、委員の氏名等は別紙のとおりとさせていただきます。

なお、従前の第8期メンバーと異なる点としては、大和・宇田川公民館から新たに2名ずつ委員を選出することにより、4名増員の計79名を委員候補者としてお諮りするものです。

増員にあたる経緯としましては、大和・宇田川公民館が分館から本館となり、各公民館長及び現米子市スポーツ推進委員より、第9期委員委嘱のタイミングで、本館同様に両公民館から2名ずつの委員を選出し、今後、地域におけるスポーツ推進活動等に、より力を入れていきたいとの申し出があったことが背景にあります。

以上が説明となりますが、ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

金山委員 はい。

浦林教育長 金山委員。

金山委員 事情はわかりましたが、新しいところが2人いちどに代わると。これまでの経緯として、2人がいちどに替わるということは避けておられるのかどうかわかりますか。

今井主事 大和と宇田川に関してでしょうか。

金山委員 それはわかったので、全体についてルールがあるのかどうか。

今井主事 はい。

浦林教育長 スポーツ振興課 今井主事。

今井主事 2人いちどに替わるというルールはないのですが、スポーツ推進委員は、各地区より継続してされている方が多いということが背景にありますので、それで2名いちどにということよりは、1名替わるという形が多いというふうに思います。

金山委員 継続は多いですね。これは上限はありますか。

今井主事 条例によりスポーツ推進委員の定数は100名以内としております。

金山委員 年数は。

今井主事 はい。

浦林教育長 スポーツ振興課 今井主事。

今井主事 継続年数に上限はありません。

金山委員 わかりました。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、質疑がないようですので採決いたします。議案第16号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第16号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第17号 米子市文化財保護審議会委員の委嘱について

浦林教育長 それでは次に議案第17号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

濱野課長補佐 はい。

浦林教育長 文化振興課 濱野課長補佐。

濱野課長補佐 米子市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、文化振興課から説明いたします。これは地方自治法第138条の4第3項及び、米子市文化財保護審議会条例の規定に基づき、本市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議するため設置している審議会でございます。

本審議会の委員の任期は2年となっており、現在の委員の任期が令和3年3月31日で満期となりますことから、新たに委員を委嘱しようとするものです。委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。今回、委嘱しようとする委員の氏名などにつきましては、議案の1ページの表に記載してあるとおりでございます。10名のうち9名が再任、1名が新任となっております。

浦林教育長 質疑はありませんでしょうか。

上森委員 はい。

浦林教育長 上森委員。

上森委員 上から2番目の金澤さんという広島工業大学の准教授さんということですが、県内の在住ではなくて広島のこの方がなられるということは、このへんのことについて深い方を選ばれたということですか、それとも手を挙げてなられたということですか。

濱野課長補佐 金澤先生は、昨年度まで米子工業高等専門学校で教員をしておられまして、その頃から委員になっていただいてまして、建造物の研究をされておられて引き続き委員にお願いしたいと思っております。

上森委員 高専から広工大に行かれたということですね。

濱野課長補佐 はい、そうです。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、質疑がないようですので採決いたします。議案第17

号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第17号「米子市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することいたします。

◇議案第18号 史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について

浦林教育長 次に議案第18号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

濱野課長補佐 はい。

浦林教育長 文化振興課 濱野課長補佐。

濱野課長補佐 史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱につきまして、文化振興課からご説明いたします。これは現在、本委員会の任期が2年となっており、現在の委員の任期が令和3年3月31日で満了となりますことから、史跡米子城跡整備検討委員会設置要綱の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。

委員の任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。今回、委嘱しようとする委員の氏名などにつきましては、議案の2ページの表に記載してあるとおりでございます。定数15名のうち14名が再任、1名が新任となっております。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員 はい。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 一般公募みたいなことは。そういったものを広く求めるものとこれは違うんですか。

濱野課長補佐 最初の段階で一般公募を行いまして、2名の方がこちらの委員になっております。

荒川委員 お二人の方が。

濱野課長補佐 そうですね。

浦林教育長 それではよろしいでしょうか。
質疑がないようですので採択いたします。議案第18号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第18号「史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第19号 米子市公民館長の任命について

浦林教育長 次に議案第19号「米子市公民館長の任命について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

木下課長 はい。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 議案第19号「米子市公民館長の任命について」説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。現在の公民館長の任期が令和3年3月31日までであることから、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年の任期で、候補者名簿のとおり公民館長を任命しようとするものでございます。候補者名簿につきましては、議案の4ページをご覧ください。全29公民館中27名が再任となっており、彦名公民館と春日公民館の2館が新任となっております。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員 はい。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 質問というより感じたことなんですが、ほぼ男性ですかね。まあ現実がこういうことなのかなと思うんですけど、近い将来、女性の方もしていただくと、また違った目線で活動があっっているのかなと感じました。

木下課長 教育長。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 実は、各地区に公民館長推薦委員会を組織していただきまして、地元のほうからご推薦をいただく順番で公民館長を選考しておりますけれども。その推薦委員会には、特に「女性の登用にご配慮ください」というような文言を付け加えて依頼をしているところがございます。今後も引き続き、そのようなご案内はしていきたいと思っております。

荒川委員 現実がこういうことだなと思いながら、全員男性だと思って拝見していました。

金山委員 推薦委員会を作った上で、どこも検討したけど女性は上がってこなかったということですか。

木下課長 教育長。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 また機会を捉えて、女性の登用が進むようにいろいろ話はしていきたいと思っております。

浦林教育長 その他はよろしいでしょうか。

金山委員 公募の時に、ひと言付け加えておいていただける。女性が地域のリーダーになれるようになるのが望ましいと思います。

浦林教育長 では、その他よろしいでしょうか。
それでは異議がないようですので採決いたします。議案第1

9号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第19号「米子市公民館長の任命について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第20号 米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

浦林教育長 次に議案第20号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

仲倉補佐 教育長。

浦林教育長 学校教育課、仲倉課長補佐。

仲倉補佐 はい。第20号議案についてご説明いたします。本日の資料の5ページ目をお開きください。5ページ目の参考資料に基づいてご説明を申し上げます。

本議案は令和3年度より米子市立の小・中学校に主幹教諭の職を設置することに伴い、米子市立学校の管理・運営に関する規則の一部を改正し、主幹教諭に係る対応を新たに記載するものでございます。新たに記載する箇所につきましては、4ページに戻っていただきまして、新旧対照表をご覧くださいながらご説明申し上げます。

新たに記載する箇所は3カ所でございます。まず1カ所目ですが、第22条の「職員組織」の中に“主幹教諭”を追記すること。2点目ですが、第24条の「校長以外の職員の職務」に、主幹教諭に係る職務を記載すること。3点目でございます、第28条の「教務主任等」の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、教務主任等を置かないことができることとすることを追記する。この3点でございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

浦林教育長 24条の3の「副校長を置く小学校」ってなっているが、“小”

は不要ではないですか。

仲倉補佐 確認します。

浦林教育長 暫時休憩とさせていただきたいと思います。

—— 休憩 ——

浦林教育長 では、教育委員会を再開します。

浦林教育長 仲倉課長補佐。

仲倉補佐 はい。先ほどご指摘いただきました第24条の追加につきまして確認を取れました。確認を取りましたところ、やはりこの部分は、学校教育法の文言そのままを使って修正をしたというふうに連絡を受けましたが、県立学校の管理・運営の規則のものを一方で確認いたしました。県立学校は「副校長を置く学校にあっては」というふうに、小学校と限定せずに“学校”という表記にしておりますので、大変申し訳ありません。県立学校に準拠する形で改正したいと思いますので、小学校の“小”を取っていただきまして、「副校長を置く学校にあっては」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

浦林教育長 “小”を取るということで。
 この件について質疑はございませんでしょうか。
 では質疑がないようですので採決いたします。議案第20号については、修正案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第20号「米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、修正案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 本日の議事は全て終了しました。以上をもちまして、米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会

午後 3 時 7 分